

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的発展のため、名古屋港管理組合では建設現場の労働環境改善及び将来の担い手確保に向けた取り組みの一つとして、完全週休2日制・週休2日制工事を実施し、受注者が本取組の趣旨を踏まえ「完全週休2日」の取得を目指すものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

土木工事：愛知県 積算基準及び歩掛表【土木編】、国土交通省 土木工事標準積算基準書を適用する工事

港湾工事：愛知県 積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】、国土交通省 港湾請負工事標準積算基準を適用する工事

現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

祝日：国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

工事完成日：完成通知書提出日

(対象工事)

第3条 名古屋港管理組合の発注する競争入札に付す工事を対象とし、単価適用日が令和7年10月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、公共建築工事積算基準を適用する工事は本実施要領を適用しない。また、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく現場施工期間が短い工事
- (2) 通年維持工事や緊急の応急復旧工事
- (3) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事

(形式)

第4条 形式については、土木工事は「愛知県週休2日工事実施要領（土木工事編）（令和7年10月1日施行）」、港湾工事は「愛知県週休2日工事実施要領（港湾・漁港工事編）（令和7年10月1日施行）」（以下ともに「県実施要領」といい、工事の種類と同じ実施要領を適用する。）の第4条に準じて実施するものとする。

(対象期間)

第5条 対象期間については、県実施要領第5条に準じて実施するものとする。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第6条 週休2日の取得に要する費用の計上については、次のとおりとする。

- (1) 土木工事については、次により補正を行うものとする。
 - イ 発注者は当初設計にて、補正係数表の「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。
 - ロ 変更設計時に現場閉所状況の適用区分に応じて補正率を変更するものとする。
 - ハ 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表（土木工事）

現場閉所状況の 適用区分	月単位の週休2日 (4週8休以上)※	完全週休2日 (土日)	月単位の週休2日 未満(補正なし)
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.01	1.02	1.00
現場管理費率	1.02	1.03	1.00

※当初設計時適用補正係数

- ニ 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は県実施要領別紙1による
- ホ 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は県実施要領別紙2による
- へ 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は県実施要領別紙3による

- (2) 港湾工事については、県実施要領第6条に準じて実施するものとする。

(取組内容)

第7条 取組内容については、県実施要領第7条に準じて実施するものとする。ただし、県実施要領第7条(2)の項目は実施せず、同条(3)の項目は以下に置き換える。

- (3) 対象工事の受注者は、契約後、完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日のいずれかを選択し、施工計画書を提出するまでに、現場閉所の取得計画及び非対象機関が分かる現場閉所計画表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、施工開始後の形式の変更はできないものとする。

(工事成績評定)

第8条 完全週休2日制工事又は週休2日制工事(以下「週休2日制工事等」という。)の実施工事の工事成績評定は、名古屋港管理組合工事成績評定要綱によるものとし、工事成績配分表の「6. 社会性等 Ⅰ. 地域への貢献度」において評価する。

ただし、形式については、第4条に定められたものに加えて、「愛知県週休2日工事実施要領(土木工事編)(令和6年10月1日施行)」の第4条(3)で定められた「通期の週休2日」も対象とする。

2 提出された工程表や施工計画書において、週休2日の取得を前提にしていない等、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績配分表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。

3 工事成績評定の対象工事は、「第3条 対象工事等」を適用せず、令和7年10月1日以降に完了した工事を対象とする。

(取組証の発行)

第9条 前条の規定により工事成績評定において評価し、受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完成日までに監督職員に申し出ること。その場合、監督職員は工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休2日工事取組証」(様式1)を発行するものとする。

2 取組証は、総合評価において取組実績を証明するものとなる。

(対象工事への変更)

第10条 第3条(3)の理由で、本要領の対象外とした工事に限り、契約後に受注者が対象工事に変更することを希望する場合は、変更協議を行い対象工事とすることができる。ただし、変更協議による工期延長は行わない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年6月1日以降に発注する競争入札に付す工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月16日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

週休2日工事取組証

名称

代表者名(契約の相手方)様

工 事 名		
最 終 契 約 金 額	金	円
引 渡 し 年 月 日	年	月 日
本 工 事 の 業 種		
週 休 2 日 の 形 式		完全週休2日工事
		【土木工事】 月単位の週休2日工事
		【港湾工事】 4週8休工事
		通期の週休2日工事

名古屋港管理組合 建設部 ○○事務所長

または担当課長(○○担当) 印